沖縄県行財政改革推進本部設置要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、沖縄県行財政改革推進本部(以下「本部」という。)の設置及 び運営について必要な事項を定めるものとする。 (所掌事項)
- 第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 県の行財政改革に関する計画等の策定及び実施に関すること。
 - (2) その他行財政改革の推進に関すること。 (組織)
- 第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、知事公室長及び各部長、企業局長、病院事業局長、教育長、議会事務局長、警察本部長、人事委員会事務局長、監査委員事務局長、労働委員会事務局長並びに会計管理者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

- 第4条 本部長は、本部の事務を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、総務部を担当する副知事を第1順位とする。

(会議)

- 第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

(幹事会)

- 第6条 本部に、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、本部を補佐し、本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事長は、総務部総務統括監をもって充てる。
- 5 幹事は、総務部財政統括監、知事公室及び各部の行政改革を担当する統括監、 企業局企業企画統括監、病院事業局病院事業統括監、教育庁教育管理統括監、議 会事務局次長、警察本部警務課長、人事委員会事務局総務課長、監査委員事務局 監査課長、労働委員会事務局調整審査課長並びに出納事務局会計課長をもって充 てる。
- 6 幹事会は、幹事長が開催する。 (部会)
- 第7条 本部は、必要に応じ特別な事項を審議するため、部会を置くことができる。 (行財政改革推進委員会)
- 第8条 部等における行財政改革を推進するため、知事公室及び各部、企業局、病院事業局、教育庁、議会事務局、警察本部、人事委員会事務局、監査委員事務局、 労働委員会事務局並びに出納事務局に行財政改革推進委員会を置くものとする。 (事務局)
- 第9条本部の事務局は、総務部行政管理課に置く。
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が 定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 沖縄県行政改革推進本部運営要綱(昭和61年4月16日知事決裁)は、廃止する。
- 3 この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 6 この要綱は、平成22年9月14日から施行する。
- 7 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 8 この要綱は、令和2年5月29日から施行する。